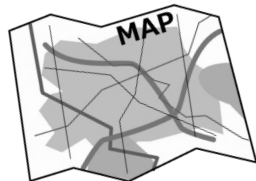


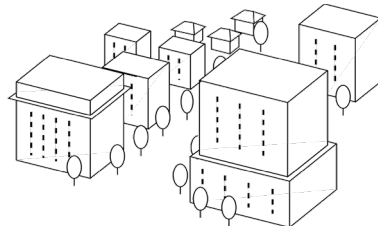
第7期

まちづくり

令和8年4月1日～
令和12年3月31日



支援団体 登録受付中！



募集期間：令和7年7月1日（火）～7月31日（木）

登録要件

- 特定非営利活動法人又は非営利の社会貢献活動を行っている
- 横浜市内で活動を行っている
- 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行っていない



まちづくりコーディネーターが在籍している

OR

令和3年度以降に
地域まちづくり、地域コミュニティ、市民活動、地域福祉等の分野で、
本市の事業を受託した実績又は協働で事業を実施した実績がある

応募方法

登録申請書等の書類の提出

地域まちづくり課に相談の上、以下の書類をご提出ください。

- ① 登録申請書
- ② 会則
- ③ まちづくり支援団体構成員名簿
- ④ まちづくり支援団体登録シート
- ⑤ まちづくり支援団体資格構成員個人情報登録票
(資格構成員を登録する団体のみ提出)



申請書等の様式は、二次元コードからダウンロードすることができます！

提出先

下記にEメールにてご提出ください。

<連絡・提出先>

都市整備局地域まちづくり課 まちづくり支援団体登録担当

Eメール：tb-suisinjorei@city.yokohama.lg.jp

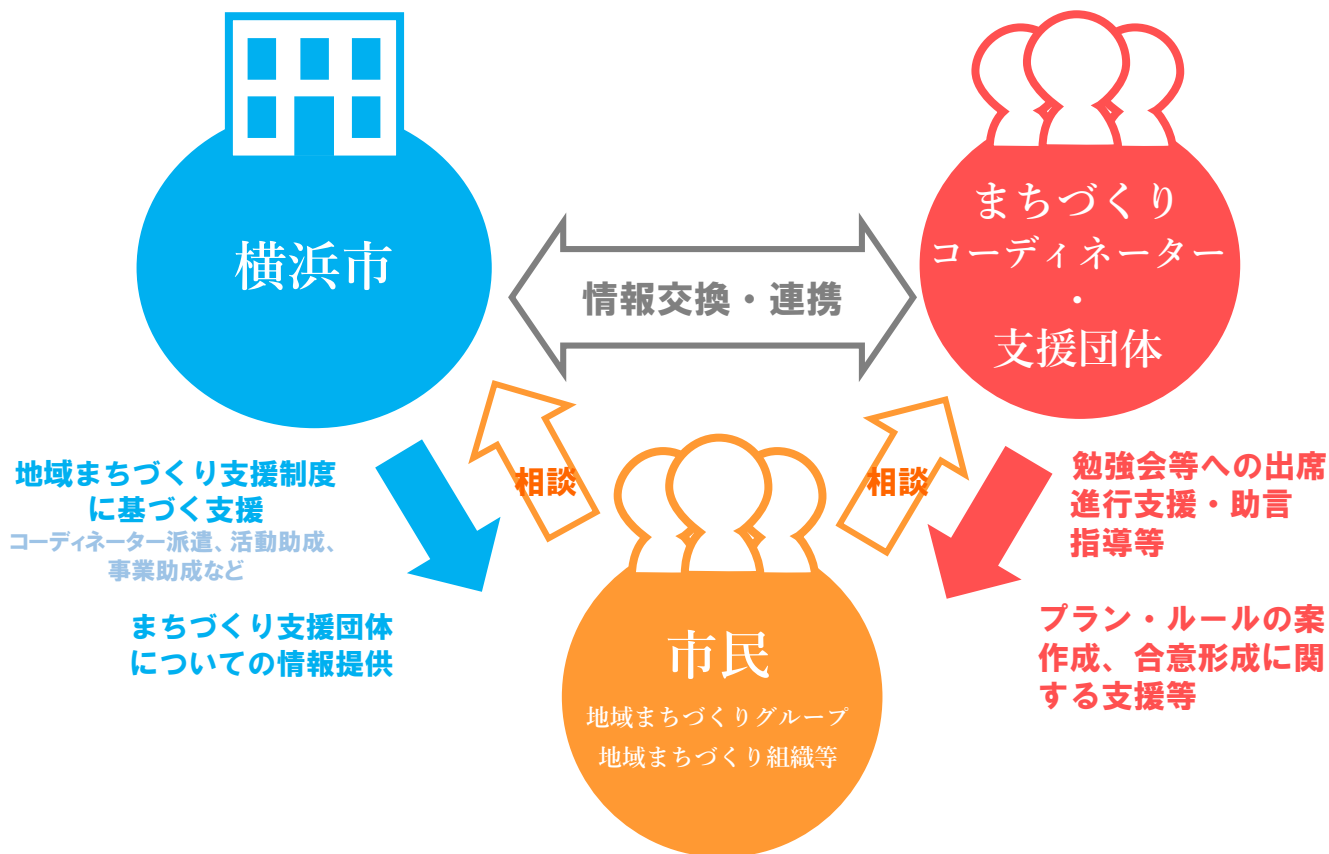
お気軽に御相談ください！！

横浜市 まちづくり支援団体

検索

制度概要等は裏面へ

市民等が主体となって取り組む、まちづくりの支援の仕組み



まちづくり支援団体への市の支援（活動助成）

まちづくり支援団体が市民等の地域まちづくり活動の支援を行う目的で行う、以下の活動や事業に対して、その経費を助成する制度を用意しています。

助成期間：原則通算5か年を限度 助成金額：上限50万円／年 助成率：3/4以内

- 地域まちづくりに関する講座、フォーラム、シンポジウム等の開催
- 地域まちづくり活動団体の交流促進
- 人材育成、研修
- 地域まちづくりへの波及効果が期待できるモデル事業

地域まちづくり活動団体への派遣

まちづくりコーディネーター（以下、コーディネーター）に登録されたものが2名以上在籍している団体は、横浜市地域まちづくり支援制度要綱に基づき、所属する構成員を地域まちづくり活動団体へ派遣することができます。派遣された構成員は、グループ等の求めに応じ、勉強会や検討会、まち歩きなどに参加し、地域まちづくり団体の組織化やプランづくり・ルールづくり、合意形成の方法などについて、助言・指導等を行っていただきます。

登録までのスケジュール（令和8年4月1日登録の場合）

令和7年7月1日～令和7年7月31日

令和8年4月1日

登録申請

書類審査

結果通知

まちづくり
支援団体
登録

お問合せ先

横浜市都市整備局地域まちづくり課

TEL : 045-671-2696 / Eメール: tb-suisinjorei@city.yokohama.lg.jp